

鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療費助成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA 世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを授かる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床情報等のデータを収集し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下、「補助事業」という。）について、同表の第2欄に掲げる対象者が受ける同表の第3欄に掲げる治療に係る経費（以下「補助対象経費」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象経費と同表の第4欄に定める補助上限額とを比較して少ない額とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請及び実績報告は、補助事業に係る費用の支払日の属する年度内に行わなければならない。ただし、妊孕性温存療法実施後、期間を置かず原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請及び実績報告が困難であった場合には、翌年度に行うことができる。

2 規則第5条の申請及び規則第17条第1項実績報告をしようとする者は、以下の書類を提出すること。

(1) 妊孕性温存療法

ア 妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書兼実績報告書（妊孕性温存療法分）（様式第1-1号）

イ 鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書（妊孕性温存療法実施医療機関）（様式第1-2号）

ウ 鳥取県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書及び化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表（原疾患治療実施医療機関）（様式第1-4-1号及び様式第1-4-2号）

エ 申請及び実績報告時に鳥取県内に住所を有していることが確認できるもの（住民票等）

オ 夫婦であることを証明できるもの（胚凍結の場合）

婚姻関係の確認手法等については、第4条第2項（2）エに準じることとする（ただし、事実婚関係に関する申立書は様式第1－5号を用いること）。

（2）温存後生殖補助医療

ア 妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書兼実績報告書（温存後生殖補助医療分）（様式第2－1号）

イ 鳥取県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る温存後生殖補助医療証明書（温存後生殖補助医療実施医療機関）（様式第2－2号）

ウ 鳥取県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書及び化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表（原疾患治療実施医療機関）（様式第1－4－1号及び様式第1－4－2号）（鳥取県において様式第1－1号の添付書類として既に提出している場合、再度の提出は不要）

エ 申請及び実績報告時に鳥取県内に住所を有していることが確認できるもの（住民票等）

オ 夫婦であることを証明できるもの（ウで夫婦であることが確認できる場合は省略可能）

（ア）法律婚の場合

・両人の戸籍抄本等

（イ）事実婚の場合

a 両人の戸籍謄本（重婚でないことの確認）

b 両人の住民票（同一世帯であるかの確認。同一世帯でない場合は、cでその理由について記載を求めること。）

c 両人の事実婚関係に関する申立書（様式第2－4号）

なお、事実婚関係にある夫婦が本事業の助成を受ける場合は、温存後生殖補助医療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認する。

（交付決定及び交付額確定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、鳥取県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業承認決定及び交付額確定通知書（様式第3－1号）によるものとする。

3 知事は第1項による額の確定を行った日から30日以内に補助金を交付する。

4 審査は必要に応じて、がん生殖医療分科会において協議する。

5 審査の結果、申請及び実績報告内容が適正と認められないときは、その理由を付した鳥取県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業不承認決定通知書（様式第3－2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月12日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月6日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月23日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。